

法物承継システム登録並びに承継手続き要綱

法物承継システムは、諸般の事情により存続が困難となり解散となる寺院等の本尊・御影・仏具等、寺院が宗教活動を行うために必要とされる法物を、宗派が一旦預かり、災害等による滅失、或いは礼拝施設の新設等により、必要とする寺院に承継することを目的としています。

《法物承継システムへ法物の登録を希望する寺院》

1. 申請書

(1) 申請者

当該寺院の住職または住職代務が申請してください。

〔註〕住職代務が任期満了の場合は、事前に住職代務任命に関する手続きが必要となります。

2. 添付書類

(1) 法物の詳細

法物の寸法、材質、取得年月日、その他特記事項を明記してください。

(2) 法物の写真

法物の正面、側面、及びその他詳細の分かる写真（L版サイズ）を法物1点につき3枚以上添付してください。また、法物と写真が符合するよう、写真裏面に番号を記入してください。なお、事前資料として寺院活動支援部（一般寺院担当）へ提出済の場合は不要です。

(3) 申請理由書

本申請に至った経緯等を詳しく記入してください。

(4) 委任状

〔註〕本尊・御影等の法物については、特別財産処分に関する手続きが必要となります。

3. 冥加金

冥加金は不要です。

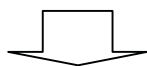
4. 手続きの流れ

※別紙フローチャートを参照。

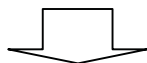
法物承継システムへの登録手続きフローチャート

法物の登録を希望する旨を、寺院活動支援部(一般寺院担当)に連絡し、法物の参考資料(写真等)を提出してください。

寺院活動支援部(一般寺院担当)で参考資料をもとに、法物の事前確認を行い、結果を連絡します。



寺院活動支援部(一般寺院担当)からの連絡の後、法物承継システム登録申請書に、写真・寸法等、必要事項を明記し、関係書類を添えて寺院活動支援部(一般寺院担当)に提出してください。この際、財産処分に関する手続きが必要な場合は財産処分の手続きを先に行ってください。



寺院活動支援部(一般寺院担当)から、法物承継システムへの登録通知、並びに移送のお願いを致しますので、法物を寺院活動支援部(一般寺院担当)宛移送してください。

※移送にかかる経費は、宗派が負担します。

《登録法物の承継を希望する寺院》

1. 申請書

(1) 申請者

当該寺院の住職または住職代務が申請してください。

〔註〕住職代務が任期満了の場合は、事前に住職代務任命に関する手続きが必要となります。

2. 添付書類

(1) 申請理由書

承継目的及び安置・設置場所等を詳しく記入してください。

(2) 誓約書

承継法物の名称を記入のうえ、署名・捺印してください。

3. 冥加金

冥加金は不要です。

4. 手続の流れ

※別紙フローチャートを参照。

登録法物の承継手続きフローチャート

法物承継申請書に必要事項を明記し、関係書類を添えて寺院活動支援部(一般寺院担当)に提出してください。申請書の到着順(FAXでも可)に受付を行います。



寺院活動支援部(一般寺院担当)から受付した旨の連絡を受け、法物を実際に確認していただきます。



法物を確認後、一ヵ月以内に承継されるか否かの結論を出してください。

《承継を希望する場合》



法物の承継(移送)方法等を寺院活動支援部(一般寺院担当)と相談してください。

※移送にかかる経費は当該寺院の負担となります。



手続終了後、法物が承継(移送)されますので、法物受け取り後、「請け書」を寺院活動支援部(一般寺院担当)へ送付してください。

《承継を希望しない場合》



申請書の取り下げ手続きをしてください。